

手形とは？



小切手との違いと 2026年度末廃止への備え

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。
ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

「手形」と「小切手」 — 何が違う？

手形とは、将来の決められた日に代金を支払うことを約束する証書です。手元に現金がなくても支払日を先に設定できるため、資金繰りの調整手段として長く使われてきました。一方、小切手は受け取ったその日から金融機関で換金できる点が異なります。

	手形	小切手
現金化のタイミング	記載された支払日以降	受け取ったその日から
資金の準備時期	支払日までに口座へ入金	振出時点で口座に残高が必要

手形取引のメリット・デメリット

振出人（支払う側）

- 現金がなくてもキャッシュフローを調整しながら支払いができる
- 金融機関の審査を経ている証として社会的信用を示せる
- 額面に応じた印紙税や手形帳代がかかる
- 「不渡り」を出すと信用が大きく低下（半年以内に2回で銀行取引が2年間停止）

受取人（受け取る側）

- 支払日まで代金を受け取れず、資金繰りに影響が出やすい
- 金融機関への取立依頼など、現金や振込に比べて手間がかかる
- 振出人の資金不足による不渡りリスクがある

代表的な3つの手形 — 取引の流れは？

01

約束手形（二者間の取引）

振出人が受取人に「この日に代金を支払います」と約束する最も基本的手形です。

- 1 振出人が受取人に手形を渡す
- 2 受取人が支払期日以降に金融機関へ持ち込み、取立を依頼
- 3 金融機関間で手形を交換し、振出人の口座から引き落とし
- 4 受取人の口座に入金



02

為替手形（三者間の取引）

振出人・受取人に加え「支払人」が関わります。振出人が支払人に「受取人へこの金額を払ってください」と指示する仕組みで、三者間の債権債務を一度に処理できます。



03

電子記録債権（でんさい）

紙の手形を電子化した決済手段です。手形と同様に分割・譲渡・割引が可能で、支払期日に自動入金されるため取立依頼が不要です。印紙税もかからず、紛失・盗難リスクもありません。利用には取引銀行経由で「でんさいネット」への登録が必要です。



2026年度末で「紙の手形」は実質廃止 — 何が変わる？

政府は2026年度末（2027年3月末）を目途に紙の約束手形・小切手を実質的に廃止する方針です。全国銀行協会も手形・小切手の交換枚数ゼロを目標に掲げ、メガバンク各行は2024年1月から新規口座開設者への紙の手形発行を停止しています。

また、2024年11月からは下請法の運用が変更され、手形サイトが**60日を超える約束手形・電子記録債権は行政指導の対象**になりました。従来120日（繊維業90日）だったサイトが大幅に短縮され、中小企業の資金繰り負担の軽減が図られています。

時期	主な動き
2024年1月	メガバンクが新規口座開設者への紙の手形・小切手の発行を停止
2024年11月	下請法の運用変更—手形サイト60日超が行政指導の対象に
2026年度末	紙の約束手形・小切手の実質的な廃止（交換枚数ゼロが目標）

紙の手形廃止に備えて今やるべきことは？

代替手段としては、銀行振込、電子記録債権（でんさい）、ファクタリング、法人カード決済などがあります。なかでも「でんさい」は手形の機能をほぼそのまま電子化した仕組みで、移行がスムーズです。

決済手段	特徴	留意点
銀行振込	即時性・確実性が高く最も普及	振込手数料の管理が必要
でんさい	分割・譲渡・割引が可能。政府が最も推奨	取引先もでんさいネット登録が必要
ファクタリング	売掛金を売却し期日前に現金化	手数料が発生。条件を要確認
法人カード決済	実質的な支払猶予を得られる	利用限度額に制約あり

移行の3ステップ

① 手形利用状況を棚卸し

どの取引先に、どの程度の頻度・金額で使っているかを把握する

② 代替手段を選定・段階導入

自社に最適な方法を選び、特定の取引から段階的に移行する

③ 取引先との協議を前倒しで進める

決済変更には相手の合意が必要。早めの調整がトラブル防止につながる

早めの準備が、コスト削減と取引先との良好な関係維持につながります。

※ 最新の法令・制度については各省庁の公式発表をご確認ください。